

2026年 J A F 国内競技車両規則

第 1 条 総 則

本規則は、国内で開催される J A F 公認競技会に参加するすべての車両の製作、改造に適用され、競技車両の安全確保、性能均衡による競技の安全性の維持等の取り扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

公道使用の競技会に参加する車両の改造は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「保安基準」という）に従い、これを限度とする。

J A F は規定の変更を行う権利を留保する。

安全性の確保を目的とした変更は予告無く即時適用される。

第 2 条 本規則の構成

本規則の構成

第 1 編 レース車両規定

部門 I：量産車両（公認車両および登録車両）

部門 II：競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）

第 2 編 ラリー車両規定

第 3 編 スピード車両規定

第 4 編 カーボンニュートラル活動に関する共通規定

第 5 編 細則

第 3 条 規則の適用

J A F 国内競技車両規則は、第 1 条、第 2 条の通り構成されており、それぞれの競技の内容、参加車両に従い、別表により適用される。

なお、競技によっては本規定ではなく「2025年国際モータースポーツ競技規則付則 J 項」が適用される。

また、本文書中の見出しおよび字体は、参照を容易にするためのみのものであり、本技術規定の一部を成すものではない。

－ 国内競技車両規則対応表 －

参加車両		量産車両		競技専用車両
		自動車登録番号標付	自動車登録番号標無	フォーミュラ プロトタイプ等 改造車両
競技の内容				
クローズドサーキット	レース	スピードS A車両規定またはスピードB車両規定に準ずる	レース車両規定	
	ジムカーナ			
	ダートトライアル			
	サーキットトライアル	スピードP車両規定 スピードPN車両規定 スピードN車両規定 スピードS A車両規定 スピードB車両規定 スピードA E車両規定	スピードS A X車両規定 スピードS C車両規定	スピードD車両規定
	ドリフト			
公道	ヒルクライム	スピードP車両規定 スピードPN車両規定 スピードN車両規定 スピードS A車両規定 スピードB車両規定 スピードA E車両規定		
	ラリー	ラリー車両規定		

※なお、競技によってはF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に従う。